

【質問項目】

1. 再犯防止推進計画について
2. 政務活動費領収書のネット公開について

【質問本文】

1. 再犯防止推進計画について

■質問（しもづる）

私からも青少年男女共同参画課に幾つかお伺いいたします。

再犯防止推進計画の策定事業の補正ですけれども、まず、たしかこの策定に当たっては、国で平成二十八年に再犯防止推進法が制定されて、その中で、都道府県の再犯防止推進計画は努力義務となっていたかと思えます。

そこでまず、この策定に当たって二点お伺いしたいのが、一点は、努力義務ではあるけれども、本県として再犯防止推進計画を策定しようとする目的、意義について。そして二点目は、他県を見ますと、平成二十八年制定、施行、公布の法律ですから、既に地方版を策定しているところも幾つか見られるんですが、このタイミングで補正でやろうとするその理由、この二点を示してください。

□答弁（青少年男女共同参画課長）

今、御説明がございましたように平成二十八年十二月に、再犯防止推進法が施行されたところでございます。そして県の計画は努力義務ということで、今、御案内のあったとおりでございます。

平成二十八年十二月に法ができて、国は計画を策定するというところで定められておりまして、法ができて一年後の平成二十九年十二月に国の計画が定められたところでございます。

各地方公共団体の計画、県の再犯防止推進計画になりますが、これにつきましては、国の計画を勘案して策定することが、法律において規定されているところでございます。

今議会で補正の要求をさせていただいているこのタイミングですけれども、経過として、本年三月の県議会本会議におきまして県民生活局長から、再犯防止の施策というのは、就労先や住居の確保などさまざまな分野にわたることから、まずは庁内の推進体制を整えて、国や関係機関等とも連携を図りながら、再犯防止の取り組みを進めてまいりたいと答弁させていただいたところです。

その後、庁内の推進体制を整える必要がございましたので、今年度に入りまして、関係課が集まりまして庁内の連絡会議を設置し、協議をしてきたところでございます。

その協議の中におきまして、再犯防止に係る施策は、先ほども申し上げましたけれども、就労先や住居の確保、高齢・障害者への支援、それから薬物依存者への支援などさまざまな分野に、多岐にわたることがございますので、関連する各部局が連携して再犯防止に取り組むことが非常に重要であるという共通認識を改めて持ったところでございます。

そして、各部局が連携して再犯防止の推進に取り組むためには、まずは県の基本的なスタンス、考え方や現状、課題を踏まえた上で、今後どうすべきかということをやや速やかに取りまとめる必要があるという議論に至りまして、そのような経過から、今のタイミングで補正予算の計上をお願いしている状況でございます。以上でございます。

■質問（しもづる）

はい、わかりました。多岐にわたりますので、庁内の推進体制がいよいよ整ったというタイミングであることを理解をいたしました。

続いて、この再犯防止推進計画の策定スケジュール、これからどうやってつくっていくのか、いつまでにできるのか、そこを示してください。

□答弁（青少年男女共同参画課長）

今後のスケジュールについてでございますけれども、今回の定例会で補正予算案を上程させていただいておりますが、議決をいただけますれば、来月十月には、検討委員会の委員の委嘱の受付に入りまして、その後、速やかに第一回目の検討委員会を開催したいというふうに考えております。その中で、まずは再犯防止の推進に係ります現状ですとか課題の整理等を行いたいと考えております。

その後、年内十一月ごろになると思っておりますけれども、第二回目の検討委員会を開催しまして、課題への対応策の検討ですとか、計画の素案といったものの協議を行う予定でございます。

その後、十二月に第四回県議会定例会の本常任委員会におきまして計画の素案の御説明をさせていただいた上で、あわせてパブリック・コメントをその後に実施する予定でございます。

その後、年が明けた二月ごろになると思っておりますけれども、最後の検討委員会を開催しまして、計画案の協議、それから案の決定という手続を踏みまして、三月の三十一年第一回県議会定例会の本常任委員会において計画案の御説明をさせていただいて、三月には、計画の策定、公表ということで予定をしております。以上でございます。

■質問（しもづる）

この件について最後に、被害者支援との関係をどのように考えているかということをお伺いしたいと思います。

といいますのが、確かに国のほうでも法が制定され、そして先ほど吉留委員からの質問の答弁でもありましたとおり、データを見るにも、再犯防止を推進していくということは非常に重要であるということは理解できます。

例えば、今、手元に法務省の資料がありますけれども、出所受刑者が二年以内にまた刑務所に入ってくる率が一八%に上ったり、全国的に見ても、刑法犯検挙人員に占める再犯者率がおおむね半数に迫っていたり、再犯によって新たな被害者が生まれることを防ぐために、先ほどお示しいただきました住居の確保、仕事の確保でしたり、また薬物依存の方の診療支援だとか、そういうことをやっていくのは非常に重要かと思っております。

ただ、一方で、やはり犯罪で被害を受けた方というのもしらっしゃるわけですね。被害を受けた方からすると、例えば自分の子供や家族が殺されてしまったら、そしてまた性犯罪に遭ったら、もしくは

財産犯であっても、例えば賠償能力がないことによってお金が戻ってこなくなった場合には、例えば子供の、家族の進路を、夢を諦めざるを得ないということも往々にして考えられるわけです。

繰り返しになりますけれども、再犯防止というのは非常に重要かと思えます。ただ、被害者の視点に立ってみれば、もし被害者が置き去りにされている中で、加害者側の支援は行政はやるけれども、自分たちには手を差し伸べてくれないじゃないかということになってしまったら、ここにおいて対立が生じてしまって、本来、社会全体で進めていくべき再犯防止の推進というのに支障が出てしまう、ここを私は非常に恐れています。

そこでお伺いしたいのが、この再犯防止を推進していくに当たって、被害者の支援をどのように県として考えていくのか、ここについて現状の考えを示してください。

□答弁（青少年男女共同参画課長）

ただいま、再犯防止の施策を進めるに当たって、被害者支援の観点との関係での御質問でしたけれども、まず、先ほど申し上げましたけれども、平成二十九年十二月に国の計画が策定されたわけですが、県が策定します計画は、この国の計画を勘案して定めるということに法で定められております。

国の計画ですけれども、まず、法律そのものに基本理念というものが掲げられておりますけれども、その理念をもとに、国の計画で五つの基本方針を設定しております。その一つに、ちょっと長いんですけど、「再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと」というのがまず基本方針にありまして、犯罪被害者の観点を十分踏まえて再犯防止の施策を進めるということで書かれております。

繰り返しになりますけれども、県の計画は、国の計画を勘案してつくりますので、今の基本方針の一つであります、犯罪被害者の心情理解等々についても十分重要性を踏まえた上で、県の再犯防止推進計画を策定するという考えになるかと思っております。以上でございます。

■質問（しもづる）

今お示しいただいた国の再犯防止推進計画を読んでおりますと、犯罪を一旦犯した人に対して、被害者はこういうふうな痛みを負っているんだよということをちゃんと教えましょうね的な記述はあるんですが、そのほかの被害者支援に関する記述は実はほぼないんですよね。確かに、今おっしゃったとおり、この計画自体は国の再犯防止推進計画に基づいてつくっていく、それは当たり前であるんですけども、果たしてコピーでいいのかなという印象を持つんですね。

実は、先行して他県で制定している地方版の計画も見ましたが、正直、その県の方々には悪いんですけども、ほぼほぼ、国の再犯防止推進計画を写したぐらいのものとしか見えませんよね。

これはこの計画でやるのか、それとも別の施策でやるのか、そこはあるかと思えますけれども、本当に、重要な再犯防止というものを推進していくに当たって社会の分断を生んでは、社会全体として進めていくことができないんじゃないかと。先ほど申し上げましたとおり、やはり被害者の方からしたら、場合によっては被害は終わっていない。もちろん、殺されてしまったらその被害というのは取り戻すこ

とはできませんし、例えば、性犯罪であったらその精神的な後遺症にも悩まされるでしょう。財産犯であっても、それで可能性が潰れるということも往々にして考えられる。

ですので、この計画でやるのか、ほかの施策でやるのかはいろいろあるかと思いますが、ぜひとも、再犯防止を推進するに当たって、被害者の方がいらっしゃって、そしてまた、被害者にとって被害は終わっていないんだということの視点も持って各般の施策に当たっていただきたいなというふうには、これは要望ですけれども、申し上げて、終わりたいと思います。

2. 政務活動費領収書のネット公開について

■質問（しもづる）

公の情報は、住民にとってよりアクセスしやすい方法で広く公開することが原則であることから、採択の取り扱いをお願いいたします。